

# 令和5年度から令和7年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 (二国間クレジット制度資金支援事業のうち水素等新技术導入事業)

## ～よくある質問と回答～

最終更新 : 2023年10月26日  
(修正・追記箇所はNo.および対象箇所を赤字で示しております。)

### 目次

- 【1. 公募全般】
- 【2. 補助対象事業】
- 【3. 補助対象者の要件】
- 【4. 補助対象経費・利益排除】
- 【5. 審査】
- 【6. 応募方法・提案書類】
- 【7. 補助金の支払い】
- 【8. 取得財産の管理・返還義務】
- 【9. その他】

### 【1. 公募全般】

Q1-1: 本補助事業の予算額はいくらか。1件当たりの補助金の規模感はどの程度か。上限はあるのか。

A1-1: 本事業の予算額は、令和5年度～令和7年度の3か年で総額13億円となります。1件当たりの補助金の交付額に上限はありませんが、複数の案件を採択することを想定しています。

Q1-2: 公募要領(2)補助対象事業で「3年度以内で完了できる計画であること」とあるが、必ず3年度以内で完了する事業でなければならないのか。

A1-2: 応募いただける事業は3年度以内で完了できる計画の事業です。ただし、交付決定後、やむを得ない事情により事業が遅延した場合、3年を超えることが認められる場合があります。事業の遅延により3年間で事業が完了しないことが分かった場合、速やかにセンターにご相談ください。

Q1-3: 本事業では、JCM設備補助事業のように国際コンソーシアムを組み、モニタリングを行うことは必要か。また、方法論を作成する必要はあるか。

A1-3: 国際コンソーシアムの組成は必要です。  
また、方法論の開発は、国際コンソーシアムにおいて実証期間中に行っていただき、その方法論に基づき実証期間中に測定を開始していただきます。ただし、環境省が必要と認めた場合は、別途環境省より支援いたしますので、ご相談ください。

Q1-4: 国や自治体の他の補助金との併用は可能か。

A1-4: 他の法令や予算に基づく補助金等の交付を受けている事業は対象となりません(交付規程第3条第4項)。

Q1-5: 本事業は設備補助事業と同様にJCMクレジットを獲得するためのプロジェクト登録、MRVの実施が必要という理解でよいか。

A1-5: 本事業は実証期間中に方法論案の作成及びその方法論に基づいた測定を行っていただきます。  
JCMプロジェクトの登録申請は、原則として設備が稼働した日から1年以内を

目途に行ってください。また、クレジットの発行申請については、設備が稼働してから実証期間が終了するまでの期間を対象として行い、(ただし、二国間文書が有効な期間内に限る。)、原則としてJCMプロジェクトとして登録されてから1年以内に行なってください。

また、設備が稼働してから実証期間が終了するまでの期間について、GHG 排出削減量の MRV を行っていただき、当該 GHG 排出削減量について、JCM クレジットの発行申請を行っていただきます。

Q1-6: 今回の公募について、対象国はどのようなのか。

A1-6: 現在 JCM を構築している 27 か国および応募期間中にパートナー国となった国を対象国とします。

Q1-7: 応募期間中に応募相談は可能か。

A1-7: 応募相談は可能です。なお、採択の可否や審査に関する質問についてはお答えできません。

## 【2. 補助対象事業】

Q2-1: 公募要領の 2.(2)②(ア)において、「CO<sub>2</sub> 以外の温室効果ガスのみを削減する技術や、エネルギー起源であることが明確でない CO<sub>2</sub> の吸収や固定(大気中の CO<sub>2</sub> の吸収等)に関する技術ではないこと」とあるが、エネルギー起源であることが明確な CO<sub>2</sub> の吸収や固定に関する技術であれば、補助対象となるか。

A2-1: エネルギー起源 CO<sub>2</sub> を直接回収する場合などは補助対象となります。

Q2-3: ある国の国内の複数サイトにおける実証は可能か。

A2-3: 対象とする技術の実証の内容として、ある国の複数サイトで実施する必要があるのであれば、その理由が合理的であればそのような応募をしていただくことは可能です。しかし 1 か所で行えば済む実証を、複数のサイトで行う提案をいただいても、必ずしもすべてが採択されるとは限りません。

Q2-4: 対象の技術、製品は日本で製造されたものでないといけないのか。日本企業が他の国で生産しているものを、対象国で実証することは可能か。

A2-4: 製造国に特に制約はありませんが、先進的な脱炭素技術であることが必要となります。

Q2-5: 実証された技術が対象となるとのことだが、販売実績や普及度合いは要件となるのか。

A2-5: 実証を終えていることが要件であり、販売・普及している必要はありません。研究段階ではなく、国内外で実証された技術であれば本事業の対象となります。

Q2-6: 保有した設備で事業、営業を行うことは認められるか。

A2-6: 本事業は原則として実証事業に対する補助を行うものですが、補助金交付の目的に反しなければ実証事業の中で収益が発生するのを否定するものではありません。ただし、相当の収益が生じたと認められる場合は、交付した補助金の全部または一部に相当する金額を国庫に返納いただく場合があります。(交付規定第 8 条第十二項)

Q2-7: JCM 設備補助事業と同様に、費用対効果 4,000 円/tCO<sub>2</sub> 以下の要件はあるか。

A2-7: 本事業は JCM 事業化するための実証事業との位置付けであり、JCM 設備補

助事業での費用対効果 4,000 円/tCO<sub>2</sub> 以下を実現可能かも含めて、実証頂くこととなります。従い、費用対効果 4,000 円/tCO<sub>2</sub> は実証事業の要件ではありませんが、JCM 事業化の蓋然性に対する評価要素の一部として、費用対効果は重要な指標となります。

- Q2-8: 対象技術は「研究」段階ではなく実証済である点、また JCM 設備補助事業が対象とする途上国での普及済技術でもないということか。
- A2-8: 「実証済(国内外問わず)」の技術、かつ対象国で JCM の実績がなく普及が期待される技術が対象です。「実証」から「商業化」に至れる様、それに必要となる各種課題の検証・解決を補助金で支援することとなります。
- Q2-9: 採択審査基準の A (1)対象事業の要件に記載されている「対象国で JCM の実績がない」の判断基準はあるか。また相談可能か。
- A2-9: 公募要領の別添 3 をご覧ください。  
尚、新規パートナー国における設備補助事業を含めた JCM 事業の採択実績はありません。
- Q2-10: 事業全体が大規模だが、そのうちの一部技術について、コンポーネント開発のような案件も対象となるか。
- A2-10: 一部技術の開発についても応募は可能ですが、その一部技術の実証完了数年後に他の JCM コンポーネントと合わせた大規模事業としての設備補助事業に応募可能なことが必要となります。
- Q2-11: 現地法人の設備を優れた脱炭素設備に置き換えて(或は追加して)実証を行う場合に、当該法人の設備担当者を指導して設備の運用やメンテナンス体制を強化し人材育成することは、本補助事業の対象要件として挙げられている「現地人材の能力向上等への貢献」に該当するか。
- A2-11: 該当する要件は、「当該脱炭素技術等の導入の基盤となる現地人材の能力向上等に貢献し、パートナー国内での当該製品・技術等の持続的な市場創造につながる」ことであるため、本事業において当該法人の人材育成を行うことは評価に繋がります。
- Q2-12: 補助事業の実施期間および事業完了後の法定耐用年数の期間において、代表事業者が所有する本補助金により導入した実証用設備により製造された製品等(例えば再生可能エネルギーによる電力、バイオガス、化石燃料代替燃料等)を、共同事業者(例えば電力会社、ガス会社、燃料供給会社等)が購入して自社の事業用に供することは可能か。
- A2-12: 本補助事業の実証を実施するに当たり、代表事業者が補助金により導入した実証用設備で製造した製品等を、共同事業者が購入して自社の事業の用に供することは可能ですが、ご質問のケースでは、補助事業で取得した設備により代表事業者に収益が生じることになり、交付規程第 8 条第十二号の規定のとおり、相当な収益が認められる場合には、補助金の全部または一部に相当する金額の納付を求める場合がありますので、ご注意ください。
- Q2-13: 実証期間内に設備完成して実証を実施しますが、実証実施期間について最低何カ月などの規定はありますか。
- A2-13: 実証期間について、特に指定はしていませんが、実証の目的に対する成果の確認が十分に行える期間を設定してください。実証期間が短く十分な成果が得られないと判断される場合には、期間の延長をお願いすることがあります。
- Q2-14: 新型コロナウイルスの感染拡大による現地渡航困難等の理由により、海外での実証ができず、実証の実証期間内完了が困難となった場合、実証期間の延長や実証場所の変更は可能ですか。
- A2-14: 実証の遅延により 3 年間で実証が終了しない場合、事前にセンターにご相談く

ださい。場合によっては、3年を超えることが認められる場合があります。センターによる環境省との協議を踏まえ、遅延報告書をセンターにご提出いただくこととなります。また、実証場所の変更についても、認められる場合がありますのでセンターにご相談ください。

### 【3. 補助対象者の要件】

- Q3-1: 国際コンソーシアムの代表事業者は、プロジェクトへの最大出資者であることが必要なのか。途上国によっては、外資規制等で50%以上出資できない場合もある。
- A3-1: 代表事業者がプロジェクトまたは共同事業者の出資者である必要はありません。公募要領に記載している代表事業者の要件を満たしていれば、代表事業者となり得ます。
- Q3-2: 共同事業者は日本の企業と資本関係があっても問題ないか。
- A3-2: 当該国で法人登記されていれば、資本関係は問いません。
- Q3-3: 公募申請にあたって、現地の政府機関との調整、現地の実証実務を担っていただく現地事業者との共同提案を考えているが可能か。
- A3-3: A3-1同様、現地事業者と国際コンソーシアムを組成して、日本法人を代表事業者、現地事業者を共同事業者として提案してください。
- Q3-4: 現地での実証の土地や施設を有償で貸してくれる相手先を共同事業者とできるか。
- A3-4: 本補助事業の実証に直接かわらない単なる賃貸借の関係先は、共同事業者とはみなせません。
- Q3-5: 借地権を利用する実証で、設備の所有者と地権者が異なる場合に、地権者を国際コンソーシアムに入れる必要はあるか。
- A3-5: 設備の所有者、使用者は国際コンソーシアム内に入る必要がありますが、地権者が国際コンソーシアムに入る必要はありません。ただし、補助事業の完了した日からその年度の3月末までの期間及びその後の2年間(ただし、設備補助事業に採択された場合はその年度まで)CO2削減効果等の事業報告をいただくこと(公募要領P.4.(5)②エ)4. 国際コンソーシアム構成員の責務参照)が必要です。少なくともその期間内は本実証にかかる借地権が担保されることを申請時に証明していただく必要があります。
- Q3-6: 国際コンソーシアムの共同事業者は、代表事業者の現地子会社でも良いか。出資比率は関係するか。
- A3-6: 国際コンソーシアムの共同事業者は、代表事業者の現地子会社でも構いません。出資比率については、特に制約はありません。
- Q3-7: 日本法人資本100%となる現地子会社は、資産所有はできないのか。
- A3-7: 日本法人資本100%であっても、相手国で登記された現地法人等は共同事業者として国際コンソーシアムに参加可能であり、設備の所有と使用が可能です。
- Q3-8: 国際コンソーシアム協定書は、応募提案の申請までに締結しておくことが必要か。
- A3-8: 応募提案時には締結までは必要ありませんが、協定書案及び協定書に関する詳細書類等(協定書締結に向けた調整状況を説明する覚書等)を提出してください。採択後の交付申請時には署名済の協定書の提出が必須となります。

Q3-9:	国際コンソーシアムの共同事業者はプロジェクトを行う国の会社(法人)である必要があるか。
A3-9:	導入設備の所有者及び使用者をコンソーシアムに含めることは必須です。その上で、必要に応じてその他の事業者を共同事業者として国際コンソーシアムに追加することは可能です。
Q3-10:	中小企業該当の判断基準はあくまでも「中小企業基本法第 2 条第 1 項」に該当するかどうかで、いわゆるみなし大企業(大企業の子会社等)でも当該項目に該当していれば、3 分の 2 補助対象という考え方でよいか。
A3-10:	ご理解のとおり、中小企業該当の判断基準はあくまでも「中小企業基本法第 2 条第 1 項」に該当するか否かとなります。 <b>なお、一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人は中小企業基本法上の「会社」に該当しないと解されることから中小企業基本法上の中小企業者に該当しないものと解されます。</b>
Q3-11:	補助率が 3 分の 2 となる条件として、交付規程別表第 1 で「2 者以上の事業者が共同で実施するときは、参画するすべての者が中小企業者の場合」となっている。 国際コンソーシアムにおいても、パートナー国法人を含むすべての参画する事業者が中小企業でなければ、補助率は 3 分の 2 にはならないのか。 この場合、パートナー国法人が中小企業か否かは、国内の中小企業基本法の規定に基づいて判断されるものか。
A3-11:	補助率については、国際コンソーシアムに参画するパートナー国法人の事業規模には関係なく、代表事業者を含む、参画するすべての日本法人が中小企業基本法第 2 条第 1 項に規定する中小企業者であれば、補助率は 3 分の 2 とします。
Q3-12:	申請者は資産を法定耐用年数の期間所有しなければならず、負担となると思われる。例えばファイナンス系企業が代表事業者となり資産を所有し、実証事業の実施により一部資金を回収することは可能か。
A3-12:	ファイナンス系企業が、代表事業者の要件を満たしていれば基本的には問題ありませんが、制度上、法定耐用年数の間は必ず設備を保有して管理してもらうこととなっています。また、当該設備による資金回収、収益事業の実施は可能です。ただし、「相当な」収益がある場合は補助金の一部、または全額の返還もあり得ます(A2-5 を参照)。
Q3-13:	システムの性格上、設置先(現地事業協力者)の所有とする必要がありそうだが、これは認められるか。ただし共同事業者が所有する場合と同じ内容の誓約書は取得するものとする。
A3-13:	補助金で導入する設備の所有は、原則として国際コンソーシアムを組成する代表事業者及び共同事業者に限ります。 ただし、現地法人が所有する設備の一部または全部を借用して、実証を行う場合には、それに必要な賃借料は補助対象となり得ます。 なおこの場合であっても、補助事業の完了した日からその年度の 3 月末までの期間及びその後の 2 年間(ただし、設備補助事業に採択された場合はその年度まで)の JCM 設備補助事業の実施見通し、導入技術の普及状況に関する事業報告書の提出は必要です。代表事業者もしくは共同事業者の負担で設備を引き続き借用するか、それに代わる妥当な方法を事業者で選択し、上記の事業報告を実施ください。
Q3-14:	公募要領 2(4)②の注釈に「代表事業者及び共同事業者は、センターが承認した場合を除き、補助事業として採択された後は変更できない。」とある。本補助事業で実証された技術を用いて、代表事業者 and/or 共同事業者の出資によって、当該ビジネス展開を行う(ビジネスを担う)ための新しい事業会社を近々立

	<p>ち上げる予定だが、応募時に間に合わない場合、提案書ではどのように扱えば良いか。</p>
A3-14:	<p>新しい事業会社を立ち上げて事業を実施することが決まっているのであれば、応募提案書の中でその旨を「予定」として、実施体制の中のコンソーシアムに加えてご提案ください。事業会社設立が2年度目になるのなら1年度目と、2年度目の実施体制をそれぞれ記載してご提案をお願いします。</p>
Q3-15:	<p>2年目に、本補助事業の重要な技術実証の要素を、コンソーシアムの外の企業に外注する予定である。その企業(初年度に選定します)に責任感を強く持って、また、いろいろ相談しながら業務を行ってもらうためには、コンソーシアム内部に入れた方がベターである場合もあると思われる。そのようなケースでは、2年目からコンソーシアムメンバーに加えることは可能か。</p>
A3-15:	<p>提案段階ですでに分かっているのであれば、A3-14のとおり1年度目と2年度目の体制を示してご提案ください。実証を進める中でコンソーシアムへの追加が必要となった場合はセンターに相談ください。ただし、共同事業者は代表事業者と同等の立場となりますので、補助対象に自社製品の調達があれば、利益排除の対象として製造原価が補助対象経費となるほか、人件費等の経費についても代表事業者と同等の管理資料の提出が求められることに留意してください。</p> <p>また、補助金額の上限については提案採択時の金額から変更することはできません。</p>
Q3-16:	<p>相手国政府(中央政府の省)が共同事業者となることは可能か。</p>
A3-16:	<p>相手国政府(中央政府の省)が共同事業者になることは出来ません。なお、相手国の国営会社、地方自治体、大学であれば問題ありません。</p>
Q3-17:	<p>代表事業者の現地法人と相手国政府(中央政府の省庁)が設立する特別目的会社(SPC)が共同事業者となることは可能か。</p>
A3-17:	<p>問題ありません。</p>
Q3-18:	<p>国際コンソーシアム自体が補助金交付の対象となり得るか。</p>
A3-18:	<p>補助金交付の対象者は代表事業者となります。</p>
Q3-19:	<p>国際コンソーシアムの代表事業者は、「設備の購入・設置・試運転まで責任を負うとともに、実証を行う補助事業完了後においては、設備が稼働してから法定耐用年数満了までの期間、取得財産等が補助事業の目的に反して使用されないよう管理する」責任を負うとあるが、代表事業者ではなく共同事業者が財産を取得の上、実証設備の運転・管理を行い、代表事業者がそれを監督することでも良いのか。</p>
A3-19:	<p>ご理解の通りですが、代表事業者は補助事業に係る全ての責務を負い、共同事業者は財産を取得の上、実証設備の運転・管理を行い、代表事業者に協力する責務があります。</p>
Q3-20:	<p>共同事業者が法令等若しくは本規程に違反した場合についても、代表事業者がその責を負うとあるが、共同事業者が現地法に違反した場合、代表事業者はどこまで責任を取らなければならないのか。</p>
A3-20:	<p>国際コンソーシアム内の業務や責任の分担についてはコンソーシアムメンバー間で決めてください。但し、メンバー間の負担割合に拘わらず、代表事業者は本事業の実施に関する全ての責任を負っていただきます。</p>

#### 【4. 補助対象経費・利益排除】

Q4-1:	ソフト＋ハードの組み合わせ(ビジネスモデル)をもちいた場合、ソフトに対しては補助対象となるか。また、その範囲はどこまでか。(例:ごみの分別回収のノウハウ＋分別したごみの燃料化の実証の場合、分別回収周知のためのイベント開催費用など)
A4-1:	ソフト面でも原則、実証を行うのに直接必要な経費が対象です。周知イベントの開催など、普及のための広報活動については本事業の対象とはなりません。詳細はセンターにご相談ください。
Q4-2:	以下のような調査については、業務費として認められるか？また、当該調査について、外部委託することは可能か。1)事業化・普及可能性を検討するための市場や規制、需要、自然環境等についての文献調査、現地ヒアリング調査 2)競合する製品についての文献調査、現地ヒアリング調査 3)他国への展開を検討するための文献調査、現地ヒアリング調査
A4-2:	JCM プロジェクト化の実績がない先進的な脱炭素技術の導入を促進するためであって、本補助事業の実証期間中に行う実証事業そのものに直接必要な調査に要する経費が業務費として認められます。1)～3)の各項目についての可否には個別の事業内容と其中での調査の役割を公募要領別表 1 記載の、経費の内訳に照らし合わせることによって総合的に判断することになります。また、調査を外部委託することは可能です。
Q4-3:	実証した事業を実際に普及する活動や、普及のための調査活動は補助対象となるか。
A4-3:	事業との直接的な関係性が明確であり、それに資する活動であれば対象と認められる場合がありますが、自社の事業拡販を目的とした広告費等の営業活動経費は対象外となります。個別の事業内容と其中での調査の役割を公募要領別表 1 に記載の、経費の内訳に照らし合わせることによって総合的に判断することになります。
Q4-4:	以下の調査は補助の対象になるか？ ・PV／風力／小水力発電の実証場所における日照／風況／水量調査 ・上記について潜在的需要のある地域を対象とした調査
A4-4:	これらの調査が、本補助事業の実証を進める上で必要となることが明確であれば、補助対象と認められます。ただし、「潜在的需要のある地域を対象とした調査」については、表記だけで判断する限り、本補助事業の実証との直接関係を認められませんので、補助対象とは認められません。
Q4-5:	A 地域で進めている実証事業を B 地域の関係者にも(B 地域に)出張して紹介したい。この際に発生する代表事業者および共同事業者の人的費用、旅費、会食費用、ノベルティ費用等は補助の対象になるか？
A4-5:	B 地域での活動は、この表記だけで判断する限り、A 地域で進めている補助対象である本補助事業の実証との直接的な関係性が明確でないため、補助対象とは認められません。
Q4-6:	実証の紹介ビデオや Web 広告コンテンツを作成したいが、制作費は補助の対象になるか？
A4-6:	実証の紹介ビデオや Web 広告コンテンツの制作は、本補助事業の実証との直接的な関係性が明確でないため、補助対象とは認められません。
Q4-7:	EV の実証事業を観光客や一般顧客向けのレンタルを通して実施する。貸出店舗の賃貸料、貸出システム導入費、店員人件費、EV のメンテナンス費は補助の対象になるか？
A4-7:	本補助金は、実証を補助するものであって、レンタル事業を支援するものではありませんので、「貸出店舗の賃貸料、貸出システム導入費、店員人件費」は

補助対象とは認められません。

Q4-8: 国立大学法人との共同研究を行う場合、発生する共同研究費を補助対象経費（業務費）に含めることは可能か。

A4-8: 可能です。なお、国立大学法人に請負又は委託により研究を依頼する場合は、請負費又は委託費として計上し、共同研究に関する契約を締結してください。

Q4-9: 海外等における外国人の労務費の証明はどのように行うのか。

A4-9: 労務費単価については、契約書等を添付（提案時は案でも可）し、当該国において適正と思われる単価を用い、根拠となる書類等を添付してください。

Q4-10: 交付申請時と支払い時の為替レートが異なることにより、補助金請求金額が交付決定額を超えた場合の超過部分は認められるか。

A4-10: 認められません。為替リスクヘッジ等は、必要に応じ、事業者自ら行ってください。

Q4-11: 補助事業の完了より前に経費に大きな変更があった場合の取り扱いはどうなるのか。（例：現地事業者の変更や現地インフラ整備事業計画の変更に伴う経費の変更等）

A4-11: 完工までの間の大きな経費の変更（公募要領別表1「経費費目の細分について」の第1欄（区分）に示す経費の配分を変更しようとする場合で、各配分額のいずれか低い額の15パーセントを超える場合を含む）は、交付規程第6条に定める「変更交付申請書」を提出いただきます。ただし、その場合でも交付決定した補助金額が上限となります。なお、経費には大きな変更はなくても、実証場所や実証計画、GHG 排出削減量等に変更が生じる場合は、交付規程第8条第三項に定める「計画変更承認申請書」を提出いただきます。まずは事前にセンターへご相談ください。

Q4-12: 利益排除の対象となる場合について教えてほしい。

A4-12: 補助事業において、補助対象経費の中に補助事業者を含む国際コンソーシアム構成員の自社製品の調達等に係る経費がある場合、補助対象経費の実績額の中に自身の利益が含まれることは、補助金交付の目的上ふさわしくないと考えられます。このため、当該構成員自身から調達等を行う場合は、原価（当該調達品の製造原価など）をもって補助対象経費に計上します。

Q4-13: 利益排除について、製造原価の具体的な証明方法はどうすれば良いか。

A4-13: 製造部門からの製造原価証明で可です。（ただし部門責任者の発行する証明書等が必要）精算時には、原価内訳を示す証憑を提出いただく場合があります。

Q4-14: 国際コンソーシアム内のリース企業が、国際コンソーシアム内の他の共同事業者に対して本補助事業により取得した財産をリース契約により貸し付ける場合は、利益排除の対象となるのか。またリースの活用について、留意すべき点はあるか。

A4-14: 利益排除の対象とはなりません。ただし、応募時にリース契約書（案）及びリース料から補助金相当分が減額されていることを証明できる書類（リース料算出内訳）の提出が必要となります。なお設備が稼働してから法定耐用年数満了までの期間中にリース契約が終了する場合は、リース契約を継続いただくか、あるいは国際コンソーシアム内の共同事業者へ当該設備を譲渡していただく必要があります。

Q4-15: 国際コンソーシアム外の会社からの物品調達または役務提供は、利益排除の



	対象となるか。
A4-15:	利益排除の対象とはなりません。ただし、国際コンソーシアム外の会社が、国際コンソーシアム内の会社から調達し、さらに国際コンソーシアム内の会社に販売する場合は原価をもって補助対象経費を算出してください。
Q4-16:	A社(代表事業者)が相手国側のB社(共同事業者)と国際コンソーシアムを組成し、機器の製造はA社、機器の所有・使用はB社が行う。その際、B社への機器販売はA社の孫会社であるC社が行うが、C社は国際コンソーシアム外の予定である。 機器導入のフローとしては、A社による補助対象機器の製造→A社からC社への機器の販売→C社からB社への機器販売になる。 この場合、A社からC社への機器販売、またC社からB社への機器販売については、国際コンソーシアム外の取引のため、利益排除の対象にならない、という理解でよいのか。
A4-16:	A4-15の通り、利益排除の対象となります。
Q4-17:	A社(代表事業者)の関係会社であるB社(現地施工会社)が、国際コンソーシアム外で業務を行う場合、利益排除の対象となるのか。
A4-17:	B社が国際コンソーシアム外で業務を行う場合に限り、A社の関係会社であっても、利益排除対象外となります。
Q4-18:	代表事業者A社が関連会社以外のB社に設計を依頼し、そこでかかった設計費を補助金申請する。B社は実際に要したコストに利益を乗せてA社に設計費の請求をするが、その場合、あくまでA社としての原価はこの請求額になるので(B社の利益は乗っているが)、A社はB社からの調達価格をもって、補助対象経費の実績額とすることができるか。
A4-18:	国際コンソーシアム内の事業者と関連のない外部会社は利益排除の対象外になります。B社が外部会社であれば、実際の請求額をそのまま計上することができます。
Q4-19:	補助事業者が自社の設備を国際コンソーシアム内の共同事業者へ販売する場合、実際の取引についても、製造原価で行わなければならないのか、それとも通常の市場価格(製造原価証明より高い金額)で取引してもよいのか。
A4-19:	通常の市場価格で取引しても差し支えありませんが、国際コンソーシアム内の共同事業者が補助金相当分裨益していることが必要です。補助対象経費の算定にあたっては補助事業者の利益等相当分を除外する必要があります。
Q4-20:	精算時に製造部門からの「製造原価証明」と支払証拠資料(領収証など)の金額は同額である必要はあるか。 国際コンソーシアムの他社企業に原価を公開することを避けるために、契約は市場価格で行い、精算時に原価で行うということが認められるのか。
A4-20:	精算の際には、国際コンソーシアム内企業からの調達の場合は製造原価を証明する根拠資料が必要です。また、A4-19のとおり、通常の市場価格で取引しても差し支えありません。
Q4-21:	国際コンソーシアム内企業からの調達は利益等排除の対象になるとのことがだが、現地共同事業者が設備を供給する場合、どのような見積書を取り付ければよいか。また、現地共同事業者が役務を提供する場合どのような証憑を提出すればよいか。
A4-21:	設備の場合は、製造原価証明書または利益を排除したことが分かる書類を提出してください。労務費の場合は、実績単価(契約社員の場合は契約単価)および労務費積算表を提出してください。

Q4-22:	実証を行う土地や建物の賃借料は、計上できるのか。
A4-22:	実証に直接必要とセンターが認めた場合、補助対象となります。
Q4-23:	メンテナンスコスト等は、計上できるのか。
A4-23:	本事業の実証に直接必要な調整や、手入れに関わるコストは補助対象としていただいておりますが、長期利用を前提とした定期メンテナンスに関わるコストは計上できません。
Q4-24:	「提案書作成の手引き」の人件費単価の算定方法について、年間総支給額、年間法定福利費に、時間外手当に関するものは含めないのか。
A4-24:	年間総支給額には時間外手当を含めないで下さい。ただし、年間法定福利費については、4月から6月までの3ヶ月間の報酬(時間外手当含む)を元に決定される標準報酬月額などから算出されるため、時間外手当が加味されていても差し支えありません。
Q4-25:	交付規程別表第2で事務費の割合は、4.5~6.5%とあるが、0%でも構わないのか。
A4-25:	4.5~6.5%は事務費割合の上限値であり、0%でも問題ありません。事務費の計算例はセンターのウェブサイトに掲載している「公募提案書作成の手引き」を参照してください。
Q4-26:	現地に機器を輸送する際の保険、運賃、関税は補助対象となるのか。
A4-26:	貨物海上保険、運賃、関税は補助対象ですが、実費精算に基づきますので通関業者等の支払いのエビデンスを提出してください。
Q4-27:	海外における付加価値税(VAT)は経費として申請はできるのか。
A4-27:	現地付加価値税等(VATなど)は、原則として補助対象外となります(還付や仕入税額控除にかかる現地制度の調査結果をセンターに提示の上で、必要と認められる場合を除く)。付加価値税は外国企業に関しては還付制度がありますので、原則はそちらを利用していただきます。また、対象国にある補助事業者の子会社を通じての取引の場合は、日本の消費税と同じく仕入れ控除の仕組みを利用してください。但し、還付の実施が難しい、あるいは現地の子会社は事業をしないなどの事情がある場合には、現地の付加価値税(VAT)の仕組みを調査の上、個別にセンターにご相談ください。
Q4-28:	見積書の積算根拠資料について、代表事業者の自社製品の場合、自社発行の見積書でも問題ないか。
A4-28:	見積書ではなく、当該調達品の製造原価を証明できる部門長等責任者の発行する証明書等を提出してください。また、公募要領6.(6)<自社製品等の調達を行う場合の利益排除について>に記載の通り、自身の利益が含まれることは補助金交付の目的に反します。A4-13と同様に、精算時には原価内訳を示す証憑を提出いただく場合があります。
Q4-29:	Q4-11において、経費の使い方に変更があった場合についての記載がある。自社製のEMSを使っていたが、うまくいく見込みがないので他の会社のEMSに変更の場合も同様の考え方でよいか？
A4-29:	実施計画を変更する理由が実証を進めていくうえで妥当なものであれば、A4-11に記載する手続きを適用することになります。
Q4-30:	以下の許認可取得に必要な費用は補助の対象になるか？ ・実証プラント建設のための環境影響評価、建築申請、土木工事認可、上空に係る許認可 ・先住民立ち退きに係る認可(National Commission on Indigenous Peoples)

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護地域運営委員会の認可</li> <li>・(現地での)輸入許可</li> <li>・特別用途地区に係る許認可</li> <li>・電力供給やEVレンタル業を開業するための事業者ライセンス、工事事業者ライセンス</li> </ul>
A4-30:	<p>本事業の実証に直接必要であることが明確であれば、上記のほとんどの許認可取得費用は補助対象となります。ただし、有効期限のあるものは、実証の期間(または導入設備の法定耐用年数の期間)をカバーする必要最小限の期間としてください。また、開業のための事業者ライセンスは、実証以外のプラント建設や実証期間終了後の事業活動に対しても継続して便益を得られますので、補助対象とは認められません。</p>
Q4-31:	<p>現地で実証を行うにあたって直接的に必要な許認可の申請に係る現地政府との調整、書類作成、申請手数料、人件費、交通費等は補助の対象になるか？</p>
A4-31:	<p>本補助事業の実証との関係性が明確であれば対象と認められます。経済的合理性を示す詳細な費用根拠を提出ください。</p>
Q4-32:	<p>Q&amp;A4-31 の作業を現地のコンサルタントに委託する際の費用は補助対象になるか。</p>
A4-32:	<p>本補助事業の実証との関係性が明確であれば対象と認められます。あらかじめ経済的合理性を示す詳細な費用根拠を準備し、センターにご相談ください。さらに、交付申請の際には 2 社以上から見積りを取得の上、経済的合理性を確保していただきます。</p>
Q4-33:	<p>国際コンソーシアム内の共同事業者の施設と作業員を使って実証を行う場合に、代表事業者から共同事業者に支払う賃借料や業務委託料は補助対象となるか。</p>
A4-33:	<p>国際コンソーシアム内の取引は、市場価格で実施していただいて構いませんが、補助対象としては、コンソーシアム内の事業者の利益を計上することはできません。したがって、適切な費用根拠により利益が含まれていないことを示していただいた金額であれば、補助対象として計上することができます。</p>
Q4-34:	<p>実証システムの特許を取りたいのだが、特許申請費用は補助の対象になるか？</p>
A4-34:	<p>本補助事業の実証を行うにあたって直接必要な経費とは言えないため補助対象にはなりません。また、補助金を使った技術開発の成果として補助事業により取得した産業財産権や実施権などで一定の収益がある場合は、交付規程第8条第十二号に記載の計算式により、補助事業の完了した会計年度の翌年度以降の会計年度において、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を納付していただく場合があります。</p>
Q4-35:	<p>複数年(例えば2年)で 応募様式 4 にて各年度に補助対象経費支出予定額内訳を1年目、2年目と記載し、応募する。採択内示があり、交付申請書を提出した分から実際の補助金精算の際に2年間の案件総額以内において、以下のような移動が認められるか。認められる場合、金額や割合の制限等はあるのか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実施年度間移動(例:1年目予定の設備費 ⇒ 2年目へ移動。金額は変更なし)</li> <li>・年度内での区分間移動(例:2年目の総額は超えないものの事務費1,000,000円、工事費2,000,000円としていたが、事務費800,000円、工事費2,200,000円となった)</li> </ul>
A4-35:	<p>基本的に交付決定で年度毎に決められた補助金の額を自由に移動させることはできません。ただし、年度内の補助金を翌年度へ繰越すことは、事情によっ</p>

では必要な手続きを経て認められる可能性があります。

また、実証期間内での補助対象経費の区分間移動は、交付規程第 8 条第三号に記載のとおり、別表第 2 の第 1 欄における区分ごとの費用の低い方の金額の 15%以内であれば可能です。また、15%を超える変更が必要な場合は、変更交付申請が必要となります。

Q4-36: 太陽電池システムの内、パソコンから受電盤までの機器・工事費は補助対象となりますか。

A4-36: ご質問の機器や工事に要する経費は補助対象として計上することが可能です。

Q4-37: 許認可に関する FS を補助対象として含めることは可能か。

A4-37: 実証の 1 年目に FS を行い、その結果を受けて 2 年目以降の実証を中止するような場合は認められません。実証を進めるにあたり、一部不明な点を補強するといった内容の FS であれば可能です。

Q4-38: モニタリング機器は補助対象になるか。

A4-38: GHG 排出削減量を定量化するためのモニタリング機器は補助対象です。

## 【5. 審査】

Q5-1: この事業は JCM パートナー国のみが対象となっているがその中で優先される国などはあるのか。

A5-1: JCM パートナー国のうち 2022 年度以降に JCM を構築した新規パートナー国 (2023 年 7 月 7 日現在ではセネガル・チュニジア・アゼルバイジャン、モルドバ、ジョージア、スリランカ、ウズベキスタン、パプアニューギニア、アラブ首長国連邦およびキルギス共和国の計 10 か国)を優先します。パートナー候補国は対象外です。

Q5-2: 審査項目に、「事業の蓋然性」とあるが、本事業は近い将来における JCM 設備補助事業への応募可能性が高いと判断されると評価が高くなると考えてよいか。

A5-2: ご理解の通り、本事業では事業完了後数年以内に JCM 設備補助事業への応募を目指していただきます。そのため、本事業での計画段階から JCM 設備補助への応募、事業化後の事業構築体制などを見据えた内容となっているかを評価の対象とさせていただきます。

Q5-3: 評価審査基準に事業化時の GHG 排出量削減効果が挙げられているが具体的な数値目標はあるか。また費用対効果についても数値目標はあるか？

A5-3: 具体的な数値基準は設けていませんが、政府としては 2030 年までに官民連携で 1 億トン程度の JCM による GHG 排出削減を目指しているところですので、GHG 排出削減量の大きい案件を優先します。また、事業完了後数年以内に JCM 事業化を目指していただく事を審査に於いて重要視していますので、評価審査基準(4)「事業化時の GHG 排出量削減効果」については、JCM 事業化時において、JCM 設備補助事業の数値基準(4,000 円/tCO<sub>2</sub>)をクリアしていることが望ましいです。

## 【6. 応募方法・提案書類】

Q6-1: 応募様式 1 の申請者の代表者について、代表者は役員以上の者でなければならないのか、あるいは役員でなくとも、事業部門長であればよいのか。

A6-1:	部門長等が補助金申請に関する権限を委譲されていれば、被委譲者を申請者の代表者としてください。
Q6-2:	応募様式 3-0a 実施計画書について、ページ数の制限や推奨されるページ数があるか。
A6-2:	10 ページ以下に纏めてください。
Q6-3:	応募様式 4 について、為替レートは社内レートでも良いか。
A6-3:	応募提案時や交付申請の際はレートの算出根拠等の証憑書類があれば社内レートでも構いません。しかし、事業開始後の請求では補助事業者の経費(現地レートで支払う給料や出張手当等)は、レートの算出根拠等の証憑書類を添付いただければ社内レートでも差し支えありませんが、外部への支払いについては認められません。外部への支払いについては、適切な為替レート(例:出張期間中の両替所/銀行レートや銀行振込時のレート等)を適用してください。
Q6-4:	共同実施の場合、事務費の中の労務費単価は、企業ごとに異なる単価となるのか?また、一つの法人は健保等級、もう一つの法人は実績単価というふうに、異なる積算方法でも良いか。
A6-4:	事業者ごとに業務従事者別の実績単価を提示いただき、精算時はその実績単価で精算いただきます。また、提案応募時においても実績単価で積算いただくのが望ましいですが、困難な場合、健保等級などによる単価で積算いただいても構いません。(ただし、交付申請時には実績単価での積算が必要です。)
Q6-5:	公募提案書提出時に必要な見積もり合わせは 2 社以上で良いか。また、応募申請時には、そのうち安い方の見積書を添付するというで良いか。
A6-5:	公募提案/交付申請時は 1 社で構いませんが、発注時までには 2 社以上の見積を準備していただき、精算時までにはエビデンスを確認させていただくこととなります。また、競争原理が働かない調達の場合は理由書を添付いただく場合があります。
Q6-6:	「補助金交付申請額」の金額は税抜表示で良いか。消費税および地方税相当額はゼロで良いか。
A6-6:	消費税仕入税額控除のルールにより、消費税申告時に支払消費税は差引きされるので、ほとんどの応募者は消費税および地方税相当額は 0 円で申請いただくこととなります(ただし、消費税及び地方消費税が課税されない団体及び、消費税法の特例による免税事業者等を除きます)。
Q6-7:	為替換算レートについて、精算時は実レートとあるが、補助申請時の金額と差が生じた場合の差損は自己負担か。あるいは、差損の対策として為替予約をすることは可能か。
A6-7:	精算は実際に事業者が支払いを行うレートで行います。交付決定時の金額との差損は事業者で負担していただくこととなります。為替予約は可能ですが、その際は送金記録等に加え、為替予約の約定書も添付してください。
Q6-8:	応募時には、構成員全員が署名した国際コンソーシアム協定書の提出は必須か。
A6-8:	応募時には未署名の協定書案及び協定書に関する詳細書類等(協定書締結に向けた調整状況を説明する覚書等の根拠資料など)を提出してください。採択後の交付申請時には署名済の協定書の提出が必須となります。
Q6-9:	現地企業(共同事業者)の国際コンソーシアム協定書締結に向けた状況説明資料について、「水素等新技術導入事業」の採択後に国際コンソーシアム協定書に同意し署名する予定である」などの文言が入った文書に、共同事業者の代

	表取締役等の署名等があれば良いのか。 現地国の言語で記載されている場合には日本語訳も併せて添付するのか。
A6-9:	その通りです。
Q6-10:	共同事業者の説明資料(定款・経理状況説明書など)が現地の言語で書かれているものしかないが、それでもよいか。
A6-10:	英語以外の外国語の資料については、まずは概要やポイントになる箇所の和訳(抄訳)を添付してください。必要に応じて追加をお願いすることがあります。また、英語であっても和訳をお願いすることがあります。
Q6-11:	国際コンソーシアム協定書の内容は任意のものであるとの理解でよいか。必ず含まなければならない項目などはあるか。
A6-11:	センターのウェブサイトに掲載している国際コンソーシアム協定書に沿った形としてください。
Q6-12:	現地企業(共同事業者)の経理状況説明書(直近3決算期の監査済みの貸借対照表、損益計算書及びキャッシュフロー計算書)について ①代表事業者のみではなく、コンソーシアムを組む全ての会社の説明書が必要か。 ②現地企業(共同事業者)の場合、現地国の監査法人もしくは公認会計士の捺印や署名があれば良いか。
A6-12:	①応募者(共同事業者を含む)全ての経理状況説明書を提出してください。 ②現地監査法人または公認会計士の捺印や署名があり、監査済みであることを示す経理状況説明書をご提示ください。
Q6-13:	国際コンソーシアム構成員として、代表事業者とパートナー国にJCM事業のために設立したSPCの2社を想定している。コンソーシアム内のすべての事業者については、過去3年分の財務諸表を提出することとなっているが、当該SPCについて、3年分の諸表がない場合には、用意できる分だけ、もしくは、会社概要だけでよいのか。
A6-13:	3期分の提出が不可能であれば、準備可能な範囲でご提出ください。もし、SPCが設立間もないか、今後SPCを設立予定ということであり、SPCにパートナー国の法人が出資するのであれば、当該法人の過去3年分の財務諸表をご提出ください。
Q6-14:	共同事業者の経理状況説明書に関して、共同事業者がパートナー国の地方自治体の場合、どのような書類を提出すれば良いのか。
A6-14:	共同事業者が地方自治体であっても、企業における貸借対照表、損益計算書及びキャッシュフロー計算書などに相当する地方自治体の経理状況が確認出来る資料をご準備ください。またご提案の事業が予算に含まれていることが具体的に確認できる資料もご準備ください。
Q6-15:	当社が代表事業者、現地事業者が共同事業者となる場合、国際コンソーシアム内でどの程度申請内容を共有しなければならないのか。現地事業者に申請内容を承認してもらう必要があるのか。
A6-15:	通常のビジネスを実施する程度(通常であれば開示しないようなものは、開示しない等)で行って頂ければ問題ありません。全ての内容について現地事業者の承認は当方からは求めません。
Q6-16:	見積書には社印の押印、サインがされている必要があるか。
A6-16:	見積書には社印の押印又は責任者の署名が必要です。
Q6-17	水素燃料電池で発電事業を検討しているが、GHG削減量算定ファイルはそれ

	に合致するものがない。この場合はどのように対応すべきか。
A6-17	応募予定事業が削減量算定ファイルに合致しない場合、近いものを修正等行ってご利用ください。独自に作成頂いても結構ですが、その場合、削減の仕組みが分かり、合理性、客観性のあるものとしてください。
Q6-18:	様式 3-16 PIN (Project Idea Note for JCM Project) の中に Capacity building activity for the participants of host country とあるが、キャパビルにかかる費用は、補助金の対象になるのか。
A6-18:	キャパビルは広い概念であるため、個別に具体的な内容を提案頂いた上で、補助金対象範囲かどうか判断いたしますが、基本的には補助対象外です。
Q6-19:	採択候補案件について各パートナー国に PIN を送付して採択に異論がないことを確認し採択案件を決定するとあるが、具体的にはどのような対応が必要となるのか。
A6-19:	応募時に PIN 様式への記載の対応をしていただきます。提出いただいた以降は、特に事業者への対応は求めませんが、審査委員会審査後に環境省と協議の上、採択候補案件について JCM 事務局へ「PIN (Project Idea Note for the JCM Project)」を送付いたします。JCM 事務局で記載内容が必要な情報を網羅しているかどうかを確認した上で、JCM 事務局からパートナー国政府との合同委員会へ送付し、採択に異議がないことを確認した上で、採択案件を決定します。なお、このプロセスの期間はパートナー国により異なり得ます。また、パートナー国側からの照会内容については JCM 事務局からセンターを通じ、応募者に随時照会が行われ、ご対応を頂く可能性があります。

## 【7. 補助金の支払い】

Q7-1:	3 年度以内の事業を対象とすることができるとのことだが、補助金の中間払いは申請できるのか。できる場合、何を証明すれば支払ってもらえるのか。
A7-1:	基本的には実費精算方式となります。 全額を最終年度に精算払いするのではなく、年度ごとに請求書、領収書等を確認の上、出来高を概算払いすることが可能です。また、各年度においても概算払いを複数回実施することが可能です。国際コンソーシアム外への支払い証憑を添付の上、集計表に纏めてご請求ください。 年度末以外の支払いが必要な場合はセンターにご相談ください。
Q7-2:	複数年事業であっても、当該年度に発注したものは同年度内に支払い処理をする必要があるか。例えば、納期が 10 カ月間で、今年度 9 月に発注して来年 7 月に完成する設備の場合は補助対象外となるか。
A7-2:	発注から納品までの期間が年度をまたぐこと自体には問題はありませんが、補助対象経費として、どの年度にどの程度の出来高に対して計上するかについては、あらかじめ交付申請の際に年度ごとに決めておいていただく必要があります。各年度であらかじめ決めておいた出来高に対し、支払われたことが確認できた経費が補助対象経費の支出となります。この経費は、必ずしも年度ごとに分割する必要は無く、完成後の一括請求も結構ですが、請求しない年度分の補助金は繰越の申請を行い、承認を受ける必要があります。
Q7-3:	複数年度にわたる事業の場合、年度末に当期にかかった経費につき概算払請求できるとのことだが、これは必ずしも請求しなくても良いのか。それとも、事業がある程度進行している以上、幾ばくかの概算払請求をすることが義務付けられるのか。
A7-3:	交付決定時に年度ごとに割り振られた額を上限に概算払いをすることが可能です。

概算払いは義務ではありませんので、当該年度に割り振られた額の概算払い請求を行わずに次年度にまとめて請求を行う事は可能ですが、その場合、次年度への繰り越し申請を行って頂き、承認を得ることが必要になります。ただし、翌々年度へ繰り越すことは原則認められません。

Q7-4: 公募要領「4.(7)補助金の支払い」において、補助金の支払いは報告を受けた翌年度の4月30日までにその実績額に応じた額の概算を支払うとあるが、早期に事業が完了し所定の報告を行った場合、翌年度の4月を待たずに支払いを受けることは可能か。

A7-4: 早期に事業が完了する場合は可能ですが、事前に申請頂く必要があります。

Q7-5: 国際コンソーシアムに関して、補助金を受ける入金口座は日本法人が作る口座で良いのか。JV会計のようなものが必要になるのか。

A7-5: 補助金の入金に関しては、国際コンソーシアムの代表事業者の口座となります。

Q7-6: 代表事業者に補助金が交付されてからの税務上の扱いや、海外への送金に制限はあるか。

A7-6: 補助金が交付されてからの資金については、センターでは関知いたしません。ただし、当然のことながら、補助金は補助金を交付した事業を実施するための経費として使われる必要があります。事業者の責において、適正にご対応ください。

Q7-7: 3カ年事業として採択された事業が、計画より早く進んで2年目で完了した場合、2年目に精算できるか。

A7-7: 各年度別に予算が決まっているため、交付決定時に年度別補助金額を確定します。従って交付決定時に1年目、2年目に予定されていた分の支払いは可能ですが、3年目に予定されていた分を2年目に精算することはできません。

Q7-8: 2カ年事業が繰り越され3カ年事業となったが、3年目に完了することが出来ず事故繰越の理由もない場合、4年目は自己資金で賄い事業を完了させることは可能か。

A7-8: 予算措置が取られていない年度に事業を実施することは不可能であるため、3年目に事業を完了させる必要があります。3年目で事業が完了できない場合は、補助金を返還して頂く場合もあります。事業が完了したかどうかについては、センターが報告内容を確認してから判断しますが、実証機器の製造・据付、実証運転の実施とその結果の整理および数年後のJCM化に向けた考察が行われているかが目安となります。

## 【8. 取得財産の管理・返還義務】

Q8-1: 補助金の返還について記載があるが、具体的にどのような場合が該当するのか。

A8-1: 財産処分制限期間(法定耐用年数の期間)内に、有償での譲渡や貸付(国際コンソーシアムの構成員以外に対し)を行う場合に国庫への納付が必要になる場合があります。(「環境省所管の補助金等で取得した財産の処分承認基準について」を参照)また補助事業の全部もしくは一部が中止もしくは廃止される場合や、補助事業者が法令もしくは交付規程に基づくセンターの指示等に従わない場合、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合や不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合等において、補助金の返還が必要になる場合があります。(交付規程第15条)  
また、補助事業の完了によって相当の収益が生じた場合(交付規程第8条第



十二号)や、センターの承認を得ないで取得財産の処分を行った場合(交付規程第8条第十四号)にも、補助金の返還が必要となる場合があります。

- Q8-2: 2年間の実証事業を想定しており、実証後は、1)現地でそのまま使う、2)設備を撤去する、の二つの場合が考えられるが、1)の通り継続して使用することは可能か。
- A8-2: 補助事業完了後も最長で2年間にわたる毎年度の事業報告書の提出義務があり、法定耐用年数の期間は設備を保有、管理する責任が代表事業者に課せられていますが、それらに従って補助金の交付の目的に沿って実証後も継続的に使用していただくことは可能です。Q8-7/A8-7も参照ください。
- Q8-3: 当社では本事業での導入設備は開発研究用設備として取り扱うこととした。その場合、法定耐用年数は昭和40年大蔵省令第15号別表第六開発研究用減価償却資産の耐用年数表で考えればよいのか？
- A8-3: ご理解の通りです。その場合、最長7年までの法定耐用年数となります。
- Q8-4: 本事業での導入設備の法定耐用年数について、事業者自身で当該設備が耐用年数表のどれに該当するか判断するのか？また、いつ、どのようなタイミングで報告するのか？
- A8-4: 導入設備の財産管理については代表事業者の責務であり、耐用年数についても事業者からの申告がベースとなります。当該設備が耐用年数表のどれに該当するか不明な場合、所轄の税務署にご相談ください。なお、単価50万円以上の機械及び器具等の財産管理目録として、取得財産管理台帳(交付規定様式第10)と耐用年数一覧表を完了実績報告書の一部としてご提出いただきます。
- Q8-5: 補助事業の完了した日からその年度の3月末までの期間及びその後の2年間(ただし、設備補助事業に採択された場合はその年度まで)事業報告書を提出とのことであるが、具体的な報告内容はどのようなものとなるのか。CO2削減量を具体的に計測し報告するような内容が含まれるのか？
- A8-5: 様式第16(第16条関係)にて、設備補助事業の実施見通し、導入技術の普及状況について補助事業の完了した日からその年度の3月末までの期間及びその後の2年間(ただし、設備補助事業に採択された場合はその年度まで)の期間、報告いただくこととなります。
- Q8-6: 法定耐用年数経過後の所有権移転は可能か。
- A8-6: 法定耐用年数経過後の財産の処分については、特にセンターの承認を得る等の手続きは必要ありませんので、適宜、国内及び現地の制度や法律に従って、適切に処分していただいで結構です。
- Q8-7: 本補助事業完了後も、現地財産を引続き所有・運営することはできるか。
- A8-7: 問題ありません。ただし、事業が完了した後も、国際コンソーシアム内の共同事業者が当該設備を所有した上で、補助事業の完了した日からその年度の3月末までの期間及びその後の2年間(ただし、設備補助事業に採択された場合はその年度まで)の期間は事業報告を行うとともに、法定耐用年数の間、適切に管理する必要があります。
- Q8-8: 取得財産の管理について、国際コンソーシアム内の共同事業者に将来譲渡することが提案段階で決まっている場合はどうなるのか。
- A8-8: 国際コンソーシアム内の共同事業者への譲渡は可能ですが、申請手続きが必要です。また、譲渡後も補助金の目的に反する使用がなされないよう自らの責任の下で管理してください。(交付規程第8条第十五号参照)。
- Q8-9: 共同事業者が国際コンソーシアム内の他の共同事業者に取得財産等を譲渡する場合に、取得財産等の譲渡によって収益を上げてよいのか。

A8-9: 通常の市場価格で取引しても差し支えありませんが、譲渡を受ける共同事業者が補助金相当分裨益していることが必要です。また、交付規程第 8 条第十四号の規定のとおり、財産処分に係る承認申請が必要であり、財産処分納付金を納付していただく場合がありますので、ご注意ください。

Q8-10: 取得した財産は、約半分は日本政府の補助金、半分は現地共同事業者(設備等設置先)が費用を支払う場合、現地共同事業者に 100%「所有権」があるとの理解でよいか。

A8-10: 本事業は、エネルギー起源の JCM プロジェクト化の実績がない先進的な脱炭素技術の導入を促進するための実証に対して補助金を交付するものであって、所有権の帰属は当該設備を購入する際の売買契約等に基づくものです。補助金交付のルール上、国際コンソーシアム内のいずれかの事業者に所有権があれば、問題はありません。  
ただし、補助金を交付されている以上、センターに無断で処分等はできません(補助金適正化法第 22 条、交付規程第 8 条第十四号)。違反した場合、補助金の返還請求や罰則の適用が行われる可能性があります。

Q8-11: 取得財産の管理期間が、日本の法定耐用年数となっているが、相手国の共同事業者が取得する場合の管理期間は現地の資産計上ルールに従うのか。

A8-11: 交付規程に基づき、日本の法定耐用年数が適用されます。

Q8-12: 法定耐用年数期間中に設備が壊れ、かつ当社の判断により設備の修理に投資しない場合、補助金を返還する必要はあるのか。

A8-12: 財産処分に係るセンターの承認を受けないで、補助金の目的に反して修理せず(取壊し(廃棄を含む。))を行ってはなりません(交付規程第 8 条第十四号)。なお補助金を返還していただくについては、財産処分に係る承認申請の内容を踏まえて、個別に判断します。  
※財産処分納付金については、「環境省所管の補助金等で取得した財産の処分承認基準について」(平成 20 年 5 月 15 日付環境会発第 080515002 号大臣官房会計課長通知)(<http://www.env.go.jp/earth/earth/ondanka/hozyokin-user/pref01-00-01.pdf>)を参照してください。

Q8-13: 設備の担保設定の申請はいつの段階で必要か。

A8-13: 設備の抵当権を設定する前に申請し承認を受ける必要があります。

## 【9. JCM制度・方法論・MRV・クレジット】

### <JCM 制度・方法論・MRV>

Q9-1: クレジット配分の合意書(AGREEMENT ON THE ALLOCATION OF JCM CREDITS)の中に、Participants hereto agree to deliver the issued JCM credit to the Japanese government...の記載があるが、日本の民間企業としては JCM クレジットを取得できないと考えてよいか。

A9-1: パートナー国と日本政府間のクレジット配分については協議で決めますが、原則として、本事業により日本側に発行された JCM クレジットは日本国政府の口座に納入していただきます。  
なお、昨今の民間事業者側における JCM クレジット活用への関心の高まり等を踏まえて、2023 年 3 月に「民間資金を中心とする JCM プロジェクトの組成ガイドランス」が公表されましたので、ご参照ください。  
[https://www.env.go.jp/press/press\\_01188.html](https://www.env.go.jp/press/press_01188.html)。

Q9-2: 方法論作成について、事業者自ら開発しない場合、こういった情報提供の協力が必要なのか。

A9-2: 公募要領の 2.(1)①の通り、別途方法論の開発を行う者への当該方法論開発に必要な情報提供等に協力していただきます。提供いただく情報等は事業により異なります。

Q9-3: JCM の手続きに関して、PDD の作成、Validation (妥当性確認)、Verification (検証)、クレジット申請についての費用については、事業者で用意しておく必要があるのか。

A9-3: 方法論作成、プロジェクトの登録、クレジットの発行という大きく 3 つのプロセスがあり、事業者が各自で実施して頂いても問題ありませんが、環境省では以下の支援を行っています。

- 方法論の作成: 公益財団法人地球環境戦略研究機関(以下、「IGES」という)または IGES が委託するコンサルティング会社が行います。その際、事業者には関連情報(機器のスペック、モニタリング方法等)を提供いただきます。
- プロジェクトの登録(PDD の作成、Validation): GEC がコンサルティング会社に PDD の作成を発注し、一般社団法人海外環境協力センター(以下、「OECC」という)が代表事業者と第三者機関(TPE)と Validation (妥当性確認)の契約を行います。  
事業者には関連データの提供と現地審査についてご対応頂きます。
- クレジット発行の際に必要なモニタリングに関しても、GEC がコンサルティング会社にモニタリングレポートの作成を発注し、OECC が代表事業者と第三者検証機関(TPE)と Verification (検証)の契約を行います。事業者にはモニタリングデータの提供と現地審査についてご対応頂きます。

これらの支援を活用しながら、事業を実施して下さい。

Q9-4: モニタリング中の検証について、この検証費用は概略どの程度かかるのか。

A9-4: 事業の内容や実施国により検証の項目が異なることもあり、センターよりお答えすることはできません。今後指定される第三者機関(TPE)にお問い合わせください。

Q9-5: 公募要領に国際コンソーシアム構成員の責務として、「2. (5)②(エ)モニタリング結果に基づき、導入設備による GHG 排出削減効果を算出し、補助事業の完了した日からその年度の 3 月末までの期間及びその後の 2 年間(ただし、設備補助事業に採択された場合はその年度まで)の期間について、毎年、設備補助事業の実施見通し、導入技術の普及状況に関する事業報告書を環境省に報告すること。」とあるが、実証事業完了後もモニタリングの実施と、環境省への報告を実施する必要があるのか。

A9-5: 当該補助事業による過去 1 年間(設備が稼働した日の属する年度については、設備が稼働した日からその年の年度末までの期間)のモニタリング結果に基づき、導入設備による GHG 排出削減効果を算出し、設備補助事業の実施見通し、導入技術の普及状況を事業報告書に記載の上、年度毎にご提出・報告ください(交付規程第 16 条)。なお、当該報告の際に Verification (検証)は不要です。

Q9-6: 専門性の高い設備機器は種類が少なく、リファレンスの設定が難しいがどのようにすればよいか。

A9-6: パートナー国での競合技術を調査するなど適切にリファレンスを設定いただくこととなります。

Q9-7: CO<sub>2</sub> 削減量の算出過程において、導入する設備の製造時に発生する CO<sub>2</sub> 排出量を差し引く必要があるか。

A9-7: 差し引く必要はありません。

Q9-8: ディーゼルエンジンで稼働している設備を電動化した場合、CO<sub>2</sub> 削減量の算出

	において、電動化した設備で消費する電気の発電時の CO <sub>2</sub> はどのように算出すればよいか。
A9-8:	公募要領の別添 4 の電力 CO <sub>2</sub> 排出係数(tCO <sub>2</sub> /MWh)一覧表を参照し、該当するパートナー国の係数を用いて算出してください。
Q9-9:	公募要領 別添 4 の電力 CO <sub>2</sub> 排出係数に関して、省エネ設備、再生可能エネルギー設備でディーゼル、天然ガスを燃料とする所内自家発電のみを代替する場合などで、各国同じ数値(省エネであれば、0.8、0.46、再生可能エネルギーであれば、0.533 など)が並んでいるが、これらの数値をどのように設定したのか。
A9-9:	ディーゼル、天然ガスのいずれについても、承認済み JCM 方法論で導出された排出係数値を適用しています。なお、方法論が未採択の国であっても、他の国の方法論を参照して数値を設定しています。
Q9-10:	GHG 排出削減量を算定する際に、既存の稼動している設備と新規にプロジェクトで導入する設備の性能を比較するのか、或いは、新規に通常導入する設備とプロジェクトにより導入する設備を比較するのか。
A9-10:	採択される方法論によりますが、GHG 排出削減量算定のための対象となる設備の排出量(リファレンス排出量)は基本的には、プロジェクトを実施する国において通常導入が想定される設備のうち性能が平均より上のものとなります。
<b>〈JCM クレジット〉</b>	
Q9-11:	クレジットの用途及びクレジットを保有することによるメリット・デメリットを教えてください。
A9-11:	<p>●クレジットの用途</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国の温室効果ガス排出量 算定・報告・公表制度において、温室効果ガスの排出量の調整(オフセット)に活用</li> <li>・ 上記を除く、企業等における自主的なカーボン・オフセット等に活用</li> <li>・ 国際的な排出削減制度における活用(ただし、当該制度の実施主体により活用が認められた JCM クレジットに限る)</li> </ul> <p>参考リンク: 日本国二国間クレジット制度(JCM)実施要綱  <a href="https://www.jcmregistry.go.jp/contents/JP/Summary/guidelines.pdf">https://www.jcmregistry.go.jp/contents/JP/Summary/guidelines.pdf</a></p> <p>●クレジット保有のメリット・デメリット</p> <p>代表事業者がクレジットを保有する場合、日本国内での取引が可能です。ただし、保有する場合は資産として管理し、会計処理として資産計上が必要となります。また、売買で利益又は損失が出た場合、益金又は損金計上する必要があります。なお、登録簿での口座開設時の手数料及び開設後の維持料はかかりません。</p>
Q9-12:	日本の登録簿上の口座に発行された JCM クレジットを、パートナー国の登録簿の口座に譲渡(移転)することは可能か。また、日本企業が日本の登録簿に開設した口座に発行された JCM クレジットを、日本の登録簿内に口座を有する企業(プロジェクトに直接関係ない企業)に転売することは可能か。
A9-12:	現時点で、日本とパートナー国の登録簿間でクレジットの移転(国際移転)は出来ません。 日本の登録簿内に口座を有する企業間で転売(移転)することは可能です。
Q9-13:	JCM クレジットを、SBT(Science Based Target)や RE100 などの国際的な取り組みに活用することはできるか。
A9-13:	国際的な取り組みに JCM クレジットを活用することができるかについては、それぞれの取り組みを管轄されている窓口にお問い合わせください。 参考リンク: グリーン・バリューチェーンプラットフォーム

Q9-14: 現地の共同事業者がクレジットを取得しない場合、当該企業は GHG 排出削減したと公表できないのか。  
また、再エネ発電事業(太陽光発電等)を実施した場合、I-REC に申請することは可能か。

A9-14: パリ協定 6 条に沿って実施される JCM においては、二重計上の防止は特に重要であることから、JCM クレジットや JCM プロジェクトによる GHG 排出削減効果が二重計上されていると誤解されるような対外的な説明は避ける必要があります。二重計上と誤解されない表現をもとに、共同事業者とともに実施した JCM プロジェクトにより排出削減に貢献したことを公表することについては妨げませんが、その表現ぶりに疑義等がある場合はセンターにお問い合わせください。I-REC に申請することが可能かについては I-REC の取り組みを管轄されている窓口にお問い合わせください。

Q9-15: クレジットの日本側の配分比率は、相手国と日本政府の間で決められることから、民間企業が相手国政府と協議する必要はないという理解でよいか。

A9-15: その通りです。なお、協議の場(合同委員会)に民間企業は参加出来ません。パートナー国企業も含めて民間企業でクレジットを要求される場合は、各国のクレジット配分確定後、政府と協議することになります。また相手国政府からセンター等を通して民間企業に対して説明が求められる可能性があります。詳細についてはセンターに個別にご相談下さい。

Q9-16: JCM クレジット配分方法はどのようになるのか。

A9-16: パリ協定が実施の段階に入った 2021 年以降、JCM クレジット配分方法については、パートナー国との協議が続いており、現状の配分案は以下のとおりです。

※クレジット配分における日本側(日本政府と日本企業)の割合(%)  
＝補助金/総事業費

- 補助金とは、水素等新技術導入事業を通じて、日本政府が交付する補助金を指す。ただし、日本政府による政府開発援助、日本企業によるデットファイナンス、エクイティファイナンスは含まない。
- 総事業費とは、補助対象経費など水素等新技術導入事業に直接帰属する資本的支出であり、土地・既存構造物の購入費用、保険費用、プロジェクトの運営費用等は含まれない。
- 日本政府への配分は、原則、補助金/総事業費に合わせた配分とする。
- クレジット配分の割合は、四捨五入した整数値とする

Q9-17: PPA などの事業契約に係る契約書等にクレジット配分に関する記載がある場合、どの様に対応すれば良いのか。

A9-17: その記載により、パートナー国との二国間文書を遵守することが妨げられる場合は見直しいただく必要があります。詳細についてはセンターに個別にご相談下さい。

## 【10. その他】

Q10-1: この補助金は、固定資産の圧縮記帳の適用を受けられるか。

A10-1: 本補助金の交付を受けた補助事業者は、国庫補助金で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入の規定(法人税法第42条)の適用を受けることができます。ただし、これらの規定が適用されるのは、当該補助金のうち固定資産の取

得又は改良に充てるために交付された部分の金額に限られます。なお、これらの規定の適用を受けるに当たっては一定の手続きが必要となりますので、手続きについてご不明な点があるときは、所轄の税務署等にご相談ください。

以上